■令和7年度下半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	保健医療部	高齢介護室	介護保険システム　令和7年度税制改正対応業務	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	¥1,982,200	令和8年3月10日	令和8年3月10日	令和8年3月31日	第2号	現在運用中の介護保険システムは、富士通Japan株式会社によって構築・導入するシステムであり、導入業者以外に業務委託を行った場合、問題発生時の責任の所在が不明瞭になるため、富士通Japan株式会社しか業務を履行できない。よって、本業務を他社に委託することは不可能であるため、随意契約を行うもの。
2	保健医療部	高齢介護室	介護保険標準化準拠システム運用追加保守（オプション）業務	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	¥15,840,000	令和8年3月17日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	標準化準拠システム（介護保険システム）は、富士通Japan株式会社によって構築・導入するシステムであり、導入業者以外に業務委託を行った場合、権利問題による緊急時の対応等に支障をきたし、また問題発生時の責任の所在が不明瞭になるため、富士通Japan株式会社しか業務を履行できない。よって、本業務を他社に委託することは不可能であるため、随意契約を行うもの。
3	保健医療部	高齢介護室	令和8年度標準化準拠システム機器保守業務	ソレキア株式会社　大阪支店	¥2,476,584	令和8年3月19日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	標準化準拠システム（介護保険・後期高齢・障がい者福祉システム）は、富士通Japan株式会社によって構築、導入されており、このシステム機器の保守に当たっては、専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るとともに、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システムを開発及び導入した富士通Japan株式会社もしくは富士通Japan株式会社が実質的に指名するソレキア株式会社でなければ、本業務の適切かつ確実で迅速な対応を行うことができないため、随意契約を行うもの。
4	保健医療部	高齢介護室	地域包括（富士通）向けハウジングサービス（経常費）業務	株式会社日立システムズ　関西支社	¥3,564,000	令和8年3月31日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	令和2年2月に実施した地域包括支援システム機器の更新に伴い、サーバを基幹系システム（E－AD）で使用中のデータセンターで管理・運営するための使用料である。本業務はデータセンターを管理する株式会社日立システムズしか履行することができないことから、随意契約とする。
5	保健医療部	高齢介護室	地域包括支援システム運用支援事業	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部	¥4,737,920	令和8年3月31日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該システムの運用支援および保守についてはシステムを開発した業者でしか実施できないため開発業者である富士通Japan株式会社と締結するもの。
6	保健医療部	高齢介護室	令和8年度地域包括支援システム用機器保守延長業務	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部	¥1,108,140	令和8年3月31日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該システムの運用支援および保守についてはシステムを開発した業者でしか実施できないため開発業者である富士通Japan株式会社と締結するもの。

7	保健医療部	高齢介護室	大東市あんしん・通報システム事業	ALSOK株式会社　大阪支社	単価契約	令和8年3月3日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第６号	あんしん・通報装置の発信機を利用者宅に設置し、緊急通報センター において受信態勢を整えることにより、利用者が災害や急病等の緊急時、または健康や介護についての相談時にセンターが対応し、協力者への駆け付け依頼や消防の出動依頼を適切に行うことができる。また、月に1度電話による安否確認を行い、利用者情報を更新するほか、行政情報の案内や、大災害時の安否確認等を実施する。センターは24時間365日開所して、複数の受信に対応する人員体制や看護師等専門職を配置する必要がある。このことから、市の直接実施は困難であり、適切な事業実施が可能な事業者に事業を委託するものである。本事業の実施には、①緊急通報受信対応、②健康等相談対応、③月１回のお伺い電話、④災害時等の安否確認、⑤無線回線型・携帯電話型緊急通報装置の使用等が必要である。④について、当該事業者は全国に拠点があり、大震災時には迅速な安否確認を一斉に行うことができる。また、当該事業者と随意契約を行うことにより、現利用者宅の全ての機器の交換に要する日時や、新しい機器への高齢者の負担軽減が期待できると考え、随意契約により実施する。令和７年度においても事業を委託しており、378名の独居高齢者の利用実績（令和７年度末）があり、継続して上記要件のもと事業運営のできる事業所が他に見当たらないことから、当該事業所と契約するものである。
8	保健医療部	高齢介護室	大東市ハローライト事業	ヤマト運輸株式会社東大阪主管支店	単価契約	令和8年3月18日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第２号	独居高齢者の見守りに関する取組みにIoT機器を導入することにより、人にはできない長時間の見守りが可能となる。見守りを効果的に行うIoT機器は操作が簡易で利用頻度が高く、普及している機器である必要がある。委託先が提供する自動発信と計測機能を有したLED電球は操作性と実用性を兼ね備え生活に馴染むことができる機器である。また、IoT機器と安否確認を行う訪問を併せたサービスであって、初期費用・設置工事・インターネット等の通信環境が不要である。当該事業導入時、初期費用・設置工事・インターネット等の通信環境が不要であり、かつ月額利用料が最も安価な事業所と契約している。令和７年度においても事業を委託しており、市内129名の独居高齢者の利用実績（令和７年度末）があり、継続して事業運営のできる事業所が他に見当たらないことから、当該事業所と契約するものである。
9	保健医療部	保険年金課	子ども子育て支援金制度施行に伴う後期高齢者システム改修業務	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	¥10,601,250	令和8年1月29日	令和8年1月29日	令和8年7月31日	第２号	MCWEL後期高齢者医療Ｖ１０（標準化準拠システム）は富士通Japan株式会社を採用しており、本システム改修ができるのは導入業者である富士通Japan株式会社のみであるため。
10	保健医療部	保険年金課	介護保険・後期高齢・障がい者福祉標準化準拠システム利用・運用保守業務	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部(大阪)	¥56,435,610	令和8年3月23日	令和8年3月23日	令和9年3月31日	第２号	本システムは富士通Japan株式会社により構築・導入するシステムであり、導入業者である富士通Japan株式会社しか業務を履行できないため。
11	保健医療部	保険収納課	滞納管理システムデータ連携踏襲支援業務	日本電気株式会社　関西支社	¥6,688,000	令和7年11月10日	令和7年11月10日	令和8年3月31日	第２号	本件は、それぞれの賦課システムから滞納管理システムへのデータ連携を標準化後も行う為に必要な変換ツール作成及び連携テストを実施することを目的とするが、現行システムは日本電気株式会社が構築しており、同社以外対応することができないため。

12	保健医療部	保険収納課	大東市済通データ化等処理業務保険収納課OCR帳票追加業務	りそな銀行株式会社	¥3,999,734	令和7年11月10日	令和7年11月10日	令和8年1月9日	第2号	市民が公金を納付された後の収納済通知書については、本市における消込処理の効率化を図るため、電子データ化処理及びこれに付随する業務を「収納済通知書データ化等処理業務」として、本市収納代理金融機関である株式会社りそな銀行へ委託している。当該業務は、OCR処理、消込データ作成、財務会計システムデータ作成、イメージデータ作成、成果物のLGWAN経由での納品、紙の収納済通知書の5年6ヵ月分の保管等からなるものであり、全収納代理金融機関から指定金融機関に日々集約される収納済通知書を取り扱う業務である。よって、本市指定金融機関りそな銀行以外には実施することができないため、同行に随意契約により業務委託を行っている。 この度、本市の基幹系システムを、国が定めた「標準準拠システム」へ移行するにあたって収納済通知書を新様式に変更するため、新様式で上記業務を遂行できるよう、新たに、OCRデータコンバート追加、導入テスト、チェックデジット算出方法変更、エントリー用新規画面追加、OCR読取データ追加等の業務が必要となる。本業務は、「収納済通知書データ化等処理業務」と一体不可分の業務であり、株式会社りそな銀行以外には実施することができないため、同行に業務委託を行うものである。
13	保健医療部	保険収納課	大東市料金等収納業務委託（CVS及びAPP）	りそな決済サービス株式会社	単価契約	令和8年3月31日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	現行のコンビニ収納に係る納付書バーコード出力等のシステム環境は、同社の保有する技術・サービスを前提に構築された本市の収納インフラ基盤の一つである。そのため、収納代行業者を変更することで発行済みの納付書が使用できなくなったり、取扱コンビニエンスストアに変更が生じたり、利用できる決済手段が変わる可能性があり、市民など利用者への影響が大きいことから、現在のサービス提供を維持するために同社と随意契約を締結するものである。